

1

趣旨

我が国では、毎年、自然災害により、多くの人命や財産が犠牲となっている。

兵庫県内において甚大な犠牲を伴った平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風（台風第19号）など、我が国の至るところで地震や暴風雨等による被害が発生しており、さらには、今世紀前半に、南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。

このような自然災害等から、本市域で暮らし、学び、働き、又は余暇を過ごす人たちの、生命、身体及び財産を保護し、並びに生活及び経済を守ることは、本市が果たすべき基本的な責任の一つである。

しかしながら、限られた財源の中、自然災害等に対する備えを効果的かつ重点的に実施する必要があることから、あらかじめ自然災害等に対して脆弱性を評価する「強靱化」の視点から、的確に施策を展開することが求められている。

本計画は、本市の特性を踏まえつつ、国及び兵庫県の取組と調和を図りながら、強靱化の視点から、効果的かつ重点的に、社会基盤の整備を推進するとともに、事前防災や発災時における被害の低減を図るための取組を推進するものである。

(1) 本市の特性

本市は、明治22年に市制を施行して以降、合併を繰り返し、今日に至っては、市街地や工業地域、中山間部から島嶼部までを抱え、多様な個性をあわせもっている。

これらは、本市が誇る素晴らしい強みであるが、他方で、防災の観点からは、それぞれの特徴に適合した対策を講じなければならない。

(2) 国・兵庫県の動向

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が制定された。

また、国土強靱化基本法を受けて策定された「国土強靱化基本計画」（平成26年6月策定、平成30年12月改訂）に基づき、取組を推進している。

兵庫県においては、国土強靱化基本法第13条に基づき、「兵庫県強靱化計画」（平成28年1月策定、令和2年3月改訂）を策定し、取組を推進している。

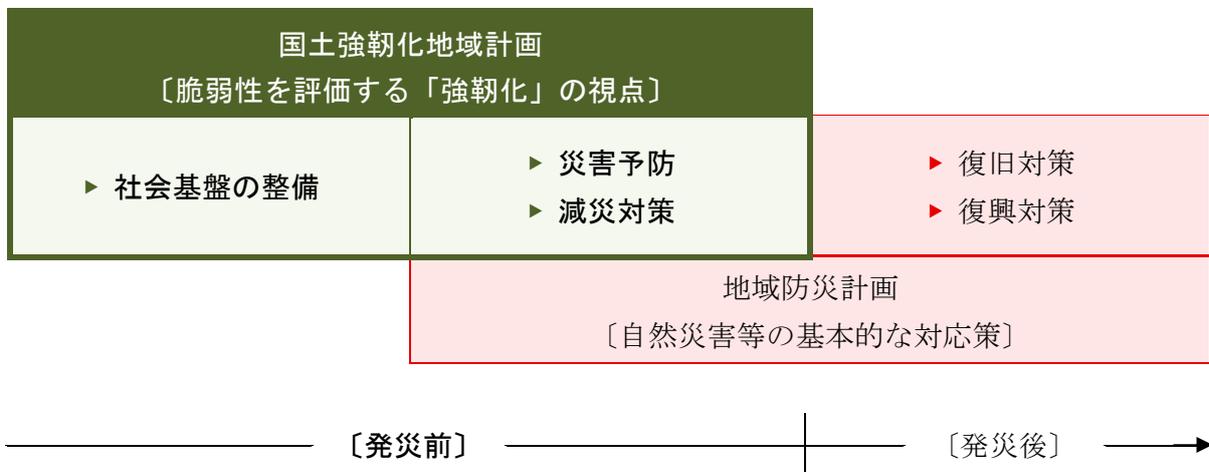
2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として、策定する。

国土強靱化基本法

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。



3

計画期間

本計画に基づく取組は、長期的かつ継続的に推進すべきものであるが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応していく必要があることから、計画期間を設けることとする。

なお、取組にあたって、社会基盤の整備等については、兵庫県との連携が必要不可欠であることから、本計画の計画期間は、「兵庫県強靱化計画」との整合を図り、令和2年度から5年間とする。

計画期間 : 令和2年度 ~ 令和6年度 【5年間】

4

基本目標

安全で安心な地域の実現に向けて、本市における生活及び経済に大きな影響を及ぼすおそれがある自然災害等に対して、平時からの備えを推進するとともに、災害発生時には被害を軽減することができるよう、4つの基本目標を掲げ、本計画を推進する。

①	人命の保護を最大限図ること
②	市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③	市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
④	迅速に復旧復興すること

5 事前に備えるべき目標・リスクシナリオ・脆弱性評価

(1) 想定する自然災害等

本計画では、本市に大きな被害を与える自然災害として、山崎断層地震や南海トラフ地震などの地震に加え、豪雨による風水害、土砂災害及び高潮災害を想定する。

また、その他の災害として、住宅密集地や工業地域などにおける火災等についても想定する。

参考 1 わが国における主な近年の災害の事例

▶ 東日本大震災〔平成 23 年 3 月 11 日〕【地震】

- ・ 東日本大震災をもたらした「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも 1900 年以降 4 番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖まで及び、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し、被害は広域にわたった。
- ・ 死者・行方不明者は 12 都道府県でみられ、死者 1 万 5,859 人、行方不明者 3,021 人（平成 24 年 5 月 30 日警察庁発表）である。

〔内閣府「平成 24 年版防災白書」より引用〕

▶ 令和元年東日本台風（台風第 19 号）〔令和元 10 月 12 日：伊豆半島に上陸〕【風水害】

- ・ 大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。
- ・ 10 月 10 日からの総雨量は、神奈川県箱根町で 1,000 ミリに達し、関東甲信地方と静岡県の 17 地点で 500 ミリを超えた。
- ・ 10 月 25 日からの大雨による被害を含め、死者 99 人、行方不明者 3 人のほか、住宅全壊 3,225 棟、住宅半壊 28,811 棟など（令和 2 年 1 月 10 日現在）である。

〔内閣府ホームページ「防災情報のページ」より引用〕

▶ 糸魚川市大規模火災〔平成 28 年 10 月 22 日〕【火災】

- ・ 新潟県糸魚川市のラーメン店において、大型コンロの消し忘れにより出火した。
- ・ 人的・物的被害の状況としては、負傷者 17 人（中等症 1 人及び軽症 16 人）のほか、損傷棟数 147 棟（全焼 120 棟、半焼 5 棟、部分焼 22 棟）、損傷床面積 30,213.45 m²であった。

〔総務省消防庁「平成 29 年版消防白書」より引用〕

参考 2 本市における主な自然災害の発生例

① 地震

本市域において、震度 4 以上の揺れがあった、又は揺れがあったと考えられる地震で、被害が発生した、又は被害の発生が不明であるものは、次のとおりである。

発生年月日	マグニチュード	市域の震度	市域の被害	震央位置、地震名称
868. 8. 3 (貞観 10)	7. 1	VI～VII	有	播磨・山城
887. 8. 26 (仁和 3)	8～8. 5	IV～V	不明	五畿七道
1707. 10. 28 (宝永 4)	8. 4	IV～V	不明	宝永地震
1854. 12. 24 (嘉永 7/安政元)	8. 4	IV～V	不明	安政南海地震
1925. 5. 23 (大正 14)	6. 8	IV～V	不明	北但馬地震
1984. 5. 30 (昭和 59)	5. 6	IV	有	名称なし
1995. 1. 17 (平成 7)	7. 3	IV	有	兵庫県南部地震
2000. 10. 6 (平成 12)	7. 3	IV	有	鳥取県西部地震
2013. 4. 13 (平成 25)	6. 3	IV	有	淡路島付近を震源とする地震
2016. 10. 21 (平成 28)	6. 6	IV	有	鳥取県中部地震

② 風水害

本計画の策定現在から過去 10 年以内に発生した災害で、避難勧告等を行ったものは、次のとおりである。

発生年月日	種類	原因	姫路特別気象観測所における観測値	被害状況
平成 23. 9. 1～ 平成 23. 9. 4	洪水害 浸水害	台風第 12 号	最大風速 NNE(2 日) 12. 1m/s 最大瞬間風速 NNE(2 日) 19. 3m/s 最低気圧(3 日) 988. 4hpa 総降水量(1 日～4 日) 318. 5mm 日降水量の最大(3 日) 218. 0mm 一時間最大(4 日) 79. 0mm ☆ 避難勧告 42, 411 世帯 99, 732 人	半壊 7 件 床上浸水 161 件 床下浸水 825 件 がけ崩れ 6 箇所

平成 24. 6. 19	洪水害 浸水害	台風第 4 号	総降水量(19 日) 167. 5mm 一時間最大(19 日) 44. 5mm ☆ 避難勧告 23 世帯 66 人	半壊 1 件 床上浸水 17 件 床下浸水 145 件 がけ崩れ 12 箇所
平成 27. 7. 16～ 平成 27. 7. 18	浸水害 強風害	台風第 11 号	総降水量(16 日～18 日) 211. 5mm 一時間最大(17 日) 38. 0mm ☆ 避難準備情報 28, 924 世帯 71, 739 人	床上浸水 1 戸 床下浸水 6 戸 がけ崩れ 2 箇所 河川浸食 3 箇所
平成 28. 9. 20～ 平成 28. 9. 21	浸水害 土砂災害	台風第 16 号 秋雨前線	総降水量(20 日) 61. 5mm 一時間最大(20 日) 15. 0mm ☆ 避難勧告 57 世帯 191 人	傷者 1 人 土砂災害 1 箇所
平成 28. 9. 28	土砂災害	秋雨前線	総降水量(28 日) 33. 5mm 一時間最大(28 日) 14. 5mm ☆ 避難準備情報 3, 246 世帯 8, 159 人	
平成 29. 9. 17	浸水害 土砂災害	台風第 18 号	総降水量(17 日) 131. 5mm 一時間最大(17 日) 69. 0mm ☆ 避難勧告等 (土砂災害) 55, 328 世帯 129, 504 人 ※家島校区避難勧告、その他校区 避難準備・高齢者等避難開始 (河川) 98, 774 世帯 219, 151 人 ※全校区避難準備・高齢者等避難 開始	床上浸水 41 棟 床下浸水 246 棟 土砂崩れ 4 箇所
平成 29. 10. 22～ 平成 29. 10. 24	浸水害 土砂災害 強風害	台風第 21 号	総降水量(22 日～23 日) 110. 5mm 一時間最大(22 日) 13. 0mm ☆ 避難勧告 57 世帯 191 人	軽症者 2 人 非住家被害 1 棟 土砂崩れ 2 箇所
平成 30. 7. 5～ 平成 30. 7. 8 ☆ 災害救助法 適用	浸水害 土砂災害	平成 30 年 7 月 豪雨(台風第 7 号、梅雨前 線)	総雨量(5 日～7 日) 298. 0mm 一時間最大(7 日) 20. 5mm ☆ 避難準備・高齢者等避難開始 68, 876 世帯 156, 961 人 ☆ 避難勧告 18, 894 世帯 45, 266 人	非住家被害 1 棟 床下浸水 9 棟 がけ崩れ 17 箇所
平成 30. 8. 23	浸水害 高潮	台風第 20 号	総雨量(23 日～24 日) 45. 0mm ☆ 避難準備・高齢者等避難開始 29, 610 世帯 68, 639 人	軽症者 1 名 非住家被害 1 棟 道路冠水 5 箇所
平成 30. 9. 4	浸水害 高潮	台風第 21 号	総雨量(4 日) 55. 0mm ☆ 避難準備・高齢者等避難開始 59 世帯 197 人	被害なし
平成 30. 9. 30	浸水害	台風第 24 号	総雨量(30 日) 44. 0mm ☆ 避難準備・高齢者等避難開始 59 世帯 197 人	被害なし

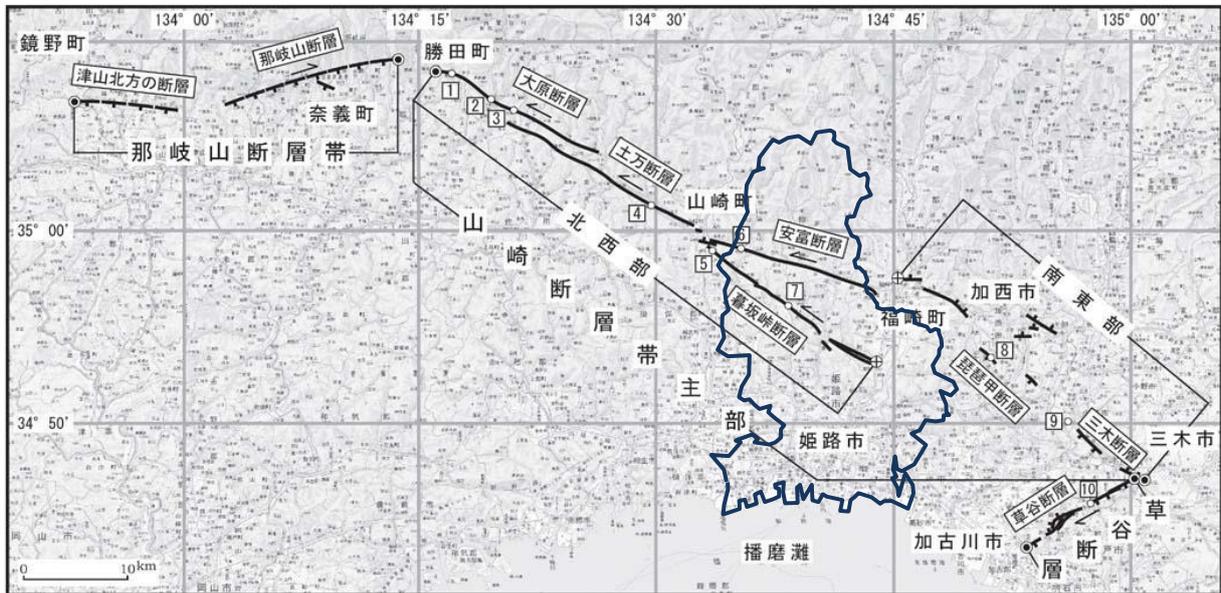
参考 3 山崎断層地震及び南海トラフ地震の想定

① 山崎断層地震

地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後 30 年間の地震発生確率は、山崎断層帯主部のうち北西部で 0.09%～1%、南東部でほぼ 0%～0.01%と評価されており、各地震発生確率の最大値をとると、山崎断層帯主部の北西部は、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

	将来の活動時の地震規模 (M)	連動	地震発生確率			平均活動間隔(上段)
			30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期(下段)
北西部	7.7 程度	8.0 程度	0.09%～1%	0.2%～2%	0.4%～4%	約 1,800～2,300 年
南東部	7.3 程度		ほぼ 0%～0.01%	ほぼ 0%～0.02%	0.003%～0.05%	868 年播磨国地震 3,900 年程度 4 世紀～6 世紀

(評価時点は全て令和 2 年 1 月 1 日現在)



② 南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生する最大クラスの地震（M9 クラス）のことである。

地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後 30 年以内で 70%～80%、50 年以内で 90%程度若しくはそれ以上の可能性がある。

	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフの地震	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度若しくはそれ以上

(評価時点は令和 2 年 1 月 1 日現在)

(2) 「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)の設定

① 「事前に備えるべき目標」

自然災害等に起因する最悪の事態を避けることができるよう、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

② 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)

4つの「基本目標」(第4章参照)及び8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向け、その妨げ(リスク)となる42の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を、本市の特性を踏まえ設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①	直接死を最大限防ぐ	①-①	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		①-②	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		①-③	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		①-④	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		①-⑤	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		①-⑥	暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生
②	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	②-①	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		②-②	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		②-③	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		②-④	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		②-⑤	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		②-⑥	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		②-⑦	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③	必要不可欠な行政機能は確保する	③-①	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	④-①	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		④-②	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		④-③	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤	経済活動を機能不全に陥らせない	⑤-①	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		⑤-②	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害
		⑤-③	コンビナート・火力発電所・工場等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		⑤-④	海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響
		⑤-⑤	幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		⑤-⑥	食料等の安定供給の停滞
		⑤-⑦	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

⑥	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	⑥-①	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		⑥-②	上水道等の長期間にわたる供給停止
		⑥-③	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		⑥-④	新幹線等基幹的交通から地域・海上交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		⑥-⑤	防災インフラの長期間にわたる機能不全
⑦	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	⑦-①	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		⑦-②	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		⑦-③	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		⑦-④	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		⑦-⑤	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		⑦-⑥	農地・森林等の被害による市域の荒廃
⑧	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	⑧-①	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		⑧-②	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		⑧-③	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		⑧-④	世界遺産姫路城の被災
		⑧-⑤	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		⑧-⑥	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		⑧-⑦	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

(3) 脆弱性評価の実施

次の手順により、本市における現状の脆弱性の評価を行った。

- ① リスクシナリオごとに、本市の事前防災及び減災に関する現状の取組の達成度や進捗を把握する。
- ② その結果を踏まえ、リスクシナリオの回避可能性について分析する。
- ③ 回避可能性が低いリスクシナリオについては、脆弱性があると判断し、施策の方向性を検討する。

評価の結果は、別冊1のとおりである。

6 強靱化に向けた推進方針

リスクシナリオを回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、各リスクシナリオに対応した123の個別施策に加え、5つの横断的分野に係る推進方針を定め、施策を推進する。

なお、施策の推進にあたっては、防災施設の整備や施設の耐震化などのハード面からの対策と、避難体制の確保や地域への防災啓発などのソフト面からの対策を、効果的に組み合わせる。

(1) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）別推進方針

① 直接死を最大限防ぐ

①-① 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 児童厚生施設の耐震化率：100%を維持〔こども未来局〕
- ▶ 民間の住宅・建築物等の耐震化率〔都市局〕
 - ・ 住宅：79.5%（H25年度）→95%（R7年度）
 - ・ 多数利用建築物：87.6%（H27年度）→97%（R7年度）
- ▶ 建替・耐震改修棟数：3棟（R2年度）→累計14棟（R6年度）〔都市局〕
- ▶ 老朽危険空き家の除却件数：30件（R2年度）→累計100件（R6年度）〔都市局〕
- ▶ 使用収益開始率：57%（R2年度）→79%（R6年度）〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ▶ 広域防災拠点における救援物資等の配送拠点の整備率：0%（R元年度）→100%（R8年度）〔都市拠点整備本部〕
- ▶ 学校施設の耐震化率：100%を維持〔教育委員会事務局〕

a 住宅・建築物等の耐震化等

- ・ 障害者施設等への耐震化整備等を推進する。〔健康福祉局〕
- ・ 高齢者施設の耐震化改修や老朽化に伴う大規模修繕への支援を推進する。〔健康福祉局〕
- ・ 社会体育施設の計画的な改修及び長寿命化等を推進する。〔観光スポーツ局〕
- ・ 放課後児童クラブの老朽化対策を推進する。〔こども未来局〕
- ・ 児童厚生施設の老朽化対策を推進する。〔こども未来局〕
- ・ 私立教育・保育施設の耐震化・老朽化対策への支援を推進する。〔こども未来局〕
- ・ 民間の住宅及び建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業

を推進する。〔都市局〕

- ・ 安心・安全に暮らせる持続可能な住生活の実現を図るため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅整備関連事業、エレベーター機能アップ事業（公営）、エレベーター機能アップ事業（改良）、住宅政策に関する調査・住宅相談・住情報提供等の地域住宅計画に基づく事業を推進する。〔都市局〕
- ・ 広域防災拠点（手柄山中央公園）における耐震化施設の整備を進める。〔都市拠点整備本部〕
- ・ 学校施設・社会教育施設の計画的な改修、長寿命化及び改築等を推進する。〔教育委員会事務局〕

b 密集市街地の改善

- ・ 土地区画整理事業を推進する。〔都市局、都市拠点整備本部〕

c 危険空き家の除却等

- ・ 地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空き家対策総合支援事業等、空き家等対策計画に基づく事業を推進する。〔都市局〕

①－② 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 民間の住宅・建築物等の耐震化率〔都市局〕
 - ・ 住宅：79.5%（H25年度）→95%（R7年度）
 - ・ 多数利用建築物：87.6%（H27年度）→97%（R7年度）
- ▶ 使用収益開始率：57%（R2年度）→79%（R6年度）〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ▶ 耐震性防火水槽の整備数：2基/年（R元年度～R6年度）〔消防局〕
- ▶ 学校施設の耐震化率：100%を維持〔教育委員会事務局〕

a 多くの利用者がある建築物、医療施設、障害者施設等の防火対策

- ・ 障害者施設等への耐震化整備等を推進する。〔健康福祉局〕
- ・ 高齢者施設のスプリンクラー及び自動火災報知設備等の防火設備の設置への支援を推進する。〔健康福祉局〕
- ・ 民間の住宅及び建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。〔都市局〕
- ・ 学校施設・社会教育施設の計画的な改修、長寿命化及び改築等を推進する。〔教育委員会事務局〕

b 密集市街地の改善

- ・ 土地区画整理事業を推進する。〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ・ 耐震性防火水槽の整備を推進する。〔消防局〕
- ・ 密集市街地の警防計画の策定を推進する。〔消防局〕

c 防火地域等の指定

- ・ 防火・準防火地域の指定の拡大を図るとともに、建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な消防用設備等の設置指導等を行う。〔都市局、消防局〕

①ー③ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 防災行政無線屋外拡声子局数：207局（R元年度）→429局（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報発信手段の数：9手段（R元年度）→13手段（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ひめじ防災ネットの登録者数：30,013人（R元年度）→40,000人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報伝達訓練の実施回数/年：5回（R元年度）→5回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災組織等の組織化：99.9%（R元年度）→100%（R2年度）〔市長公室〕
- ▶ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加人数：約1,000人（R元年度）→1,500人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加機関：58団体（R元年度）→80団体（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災組織等の防災訓練実施回数：554回（H30年度）→600回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 津波避難訓練の累計実施件数：3件（R元年度）→累計50件（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 住宅改修助成件数：30件（R2年度）→累計100件（R6年度）〔都市局〕

a 防潮堤等の整備

- ・ 防潮堤等の整備を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 防潮堤等の強化及び沈下対策を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 防潮水門の耐震補強を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 排水機場、防潮水門及び防潮堤等の整備を推進する。《兵庫県》〔産業局、下水道局〕

b 避難体制の確保・訓練の実施

- ・ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の規模を拡大する。〔市長公室〕
- ・ 総合防災訓練の重要性を啓発し、参加機関や参加人数の増加を図る。〔市長公室〕
- ・ 地域防災リーダー育成事業や地区防災訓練モデル事業、地域防災力向上研修を実施する。〔市長公室〕
- ・ 津波避難訓練の実施を促進する。〔市長公室〕
- ・ 高齢者等の避難体制を確保するため、耐震化・バリアフリー化等助成事業等の地域住宅計画に基づく事業を推進する。〔都市局〕

c 津波ハザードマップの策定

- ・ 津波ハザードマップを必要に応じて更新するとともに、同マップを啓発する。〔市長公室〕

d 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕

①-④ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 防災行政無線屋外拡声子局数：207局（R元年度）→429局（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報発信手段の数：9手段（R元年度）→13手段（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ひめじ防災ネットの登録者数：30,013人（R元年度）→40,000人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報伝達訓練の実施回数/年：5回（R元年度）→5回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 洪水ハザードマップの更新率：0%（R元年度）→100%（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 高潮ハザードマップの更新率：0%（R元年度）→100%（R2年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災組織等の組織化：99.9%（R元年度）→100%（R2年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災組織等の防災訓練実施回数：554回（H30年度）→600回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災会活動用資機材の交付：全72地区の維持〔市長公室〕
- ▶ 市政出前講座の開催回数：45件（H30年度）→50件/年（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 命のパスポートの配布：23万部（R元年度）→累計48万部（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 海岸保全施設の整備及び改良〔産業局〕
 - ・ 護岸の整備延長：1,204m（R元年度）→1,462m（R5年度）
 - ・ 陸閘の設置基数：19基（R元年度）→21基（R5年度）
 - ・ 樋管の設置基数：9基（R元年度）→16基（R5年度）
- ▶ 都市浸水対策達成率：36.9%（H29年度）→39%（R6年度）〔下水道局〕
- ▶ 都市基盤河川改修事業により開削を進める河川の区間の整備延長：1,990m（R元年度）→2,300m（R6年度）〔下水道局〕
- ▶ 準用河川・普通河川の整備：14,400m（R元年度～R6年度）〔下水道局〕
- ▶ 老朽化した排水ポンプの改修（オーバーホール）台数：34台（R元年度～R6年度）〔下水道局〕

a 総合的な治水対策

- ・ 雨水流出を抑制し、集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減する。〔下水道局〕
- ・ 浸水対策として、内水排除のための下水道雨水管、雨水ポンプ場及び雨水貯留施設を整備する。〔下水道局〕
- ・ 準用河川・普通河川の溢水等による浸水被害を解消するため、護岸の整備や排水ポンプ場等の整備を促進する。〔下水道局〕
- ・ 浸水氾濫防止を図るため、都市基盤河川改修事業による新川開削を実施し、浸水箇所における雨水の排水効率を向上させる。〔下水道局〕
- ・ 一級河川及び二級河川の整備を推進する。《国》《兵庫県》〔下水道局〕
- ・ 地下街の防災対策を推進する。〔都市拠点整備本部〕

b 高潮対策

- ・ 既存の海岸保全施設が防護機能を発揮するために、嵩上げ等を行う。併せて、陸閘及び樋管の整備を行い、防潮ラインの防護機能を確保する。〔産業局〕
- ・ 排水機場、防潮水門及び防潮堤等の整備を推進する。《兵庫県》〔産業局、下水道局〕

c 減災のための地域への啓発等

- ・ 洪水ハザードマップ及び高潮ハザードマップを更新する。〔市長公室〕
- ・ 自主防災会活動用の資機材を交付する。〔市長公室〕
- ・ 地域防災リーダー育成事業や地区防災訓練モデル事業、地域防災力向上研修を実施する。〔市長公室〕
- ・ 市政出前講座を開催する。〔市長公室〕
- ・ 命のパスポートを配布し、避難行動を啓発する。〔市長公室〕
- ・ 内水ハザードマップを作成・公表する。〔下水道局〕

d 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕

①－⑤ 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 防災行政無線屋外拡声子局数：207局（R元年度）→429局（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報発信手段の数：9手段（R元年度）→13手段（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ひめじ防災ネットの登録者数：30,013人（R元年度）→40,000人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報伝達訓練の実施回数/年：5回（R元年度）→5回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 土砂災害ハザードマップの更新率：14%（R元年度）→100%（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ため池ハザードマップ作成箇所数：11箇所（H30年度）→30箇所（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 要改修ため池事業着手箇所数：13箇所（H30年度）→19箇所（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 県単独治山事業：1箇所（R元年度）→2箇所（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 林地崩壊防止事業：1箇所（R元年度）→2箇所（R6年度）〔産業局〕

a 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕
- ・ ため池の台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信を強化する。〔産業局〕

b 山地防災・土砂災害対策

- ・ 土砂災害ハザードマップを更新する。〔市長公室〕
- ・ 治山施設の整備を推進する。〔産業局〕
- ・ 土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅の除却及び安全な区域への移転を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。〔都市局〕
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域内における対策工事を推進する。《兵庫県》〔都市局〕
- ・ 砂防施設の整備を推進する。《兵庫県》〔下水道局〕

c ため池対策

- ・ 農業用ため池の改修等を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

d ハザードマップの策定

- ・ 土砂災害ハザードマップを更新する。〔市長公室〕
- ・ ため池ハザードマップの作成を進める。〔産業局〕

①－⑥ 暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生**重要業績指標〔KPI〕**

- ▶ 食料の現物備蓄量：1 日後の食料需要量（170,456 食）を上回る備蓄量の確保〔市長公室〕
- ▶ 市政出前講座の開催回数：45 件（H30 年度）→50 件/年（R6 年度）〔市長公室〕
- ▶ 災害時応援協定等（物資供給協定を含む）の締結数：126 件（R 元年度）→130 件（R6 年度）〔市長公室〕

a 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保

- ・ 災害対策用備蓄物資の整備・更新を進めるとともに、発災時に備蓄用物資を活用できるよう、平時から準備を整える。〔市長公室〕
- ・ 家庭等における食料等の備蓄を啓発する。〔市長公室〕
- ・ 災害時応援協定等の締結数の増加を図る。〔市長公室〕

② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

②-① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 災害時応援協定等（物資供給協定を含む）の締結数：126件（R元年度）→130件（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 地域防災貢献事業所の登録数〔市長公室〕
 - ・ 食料：122者（R元年度）→150者（R6年度）
 - ・ 飲料水：134者（R元年度）→150者（R6年度）
- ▶ 食料の現物備蓄量：1日後の食料需要量（170,456食）を上回る備蓄量の確保〔市長公室〕
- ▶ 市政出前講座の開催回数：45件（H30年度）→50件/年（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 主要姫路市道のうち、早急な修繕が必要な路線についての舗装修繕延長：0.3km（R2年度）→3.8km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 道路施設長寿命化修繕数：49箇所（R2年度）→203施設（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 都市計画道路の整備延長：2.4km（R元年度）→4.2km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1km（R元年度）→2.7km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 公園の整備箇所数（姫路市地域防災計画により指定される3,000㎡以上の公園）：63箇所（R元年度）→65箇所（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 広域防災拠点における救援物資等の配送拠点の整備率：0%（R元年度）→100%（R8年度）〔都市拠点整備本部〕
- ▶ 中心市街地における、帰宅困難者受け入れ機能・緊急物資集積機能を持つ施設数：0棟（R2年度）→1棟（R6年度）〔都市拠点整備本部〕

a 食料、飲料水の供給体制の確保

- ・ 災害時応援協定等の締結数の増加を図る。〔市長公室〕
- ・ 地域防災貢献事業所の登録数の増加を図る。〔市長公室〕
- ・ 災害時において、市民の避難場所や救援活動拠点などに利用できる、広場の整備を進める。〔建設局〕
- ・ 広域防災拠点（手柄山中央公園）における耐震化施設の整備を進める。〔都市拠点整備本部〕
- ・ 現在整備中の文化コンベンションセンターにおいて、姫路駅周辺における帰宅困難者受け入れ機能や緊急物資集積機能等の防災機能の一部を担う。〔都市拠点整備本部〕
- ・ 応急給水等に係る資機材の充実を図る。〔水道局〕
- ・ 給水車の更新や緊急用飲料用水製造装置などの設備の整備・拡充を図り、給水体制を

強化する。〔水道局〕

b 輸送路の確保：道路交通機能の強化

- ・ 道路修繕計画に沿って、計画的に主要道路の舗装修繕を進める。〔建設局〕
- ・ 道路施設の老朽化対策を推進する。〔建設局〕
- ・ 幹線道路ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞の解消を図る。〔建設局〕
- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕

c 輸送路の確保：港湾機能の強化

- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。《兵庫県》
〔産業局〕

d 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保

- ・ 災害対策用備蓄物資の整備・更新を進めるとともに、発災時に備蓄用物資を活用できるよう、平時から準備を整える。〔市長公室〕
- ・ 家庭等における食料等の備蓄を啓発する。〔市長公室〕
- ・ 災害時応援協定等の締結数の増加を図る。〔市長公室〕

e 電力会社・ガス会社等との連携・情報共有

- ・ 平時から電力会社及びガス会社等との連携に努め、情報共有を図る。〔市長公室〕

f ヘリ離発着場の選定

- ・ 大規模災害に空のルートを活用した救急・救助・火災防ぎょ・情報収集活動や、救援物資・人員の搬送、広域航空消防応援等を目的として、ヘリコプター臨時離発着場を十分確保するため、既存臨時離発着場の見直し及び新規臨時離発着場の調査、拡充を図る。
〔消防局〕

②-② 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 防災行政無線屋外拡声子局数：207局（R元年度）→429局（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報発信手段の数：9手段（R元年度）→13手段（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ひめじ防災ネットの登録者数：30,013人（R元年度）→40,000人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報伝達訓練の実施回数/年：5回（R元年度）→5回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 土砂災害ハザードマップの更新率：14%（R元年度）→100%（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 食料の現物備蓄：孤立集落居住者数の2日分の食料と飲料水の維持〔市長公室〕
- ▶ 県単独治山事業：1箇所（R元年度）→2箇所（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 林地崩壊防止事業：1箇所（R元年度）→2箇所（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 使用収益開始率：57%（R2年度）→79%（R6年度）〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ▶ 主要姫路市道のうち、早急な修繕が必要な路線についての舗装修繕延長：0.3km（R2年度）→3.8km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 道路施設長寿命化修繕数：49箇所（R2年度）→203施設（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 都市計画道路の整備延長：2.4km（R元年度）→4.2km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1km（R元年度）→2.7km（R6年度）〔建設局〕

a 小規模集落における食料備蓄量の確保

- ・ 孤立対策用物資の備蓄・更新を進める。〔市長公室〕

b 道路交通機能の強化

- ・ 踏切単独立体交差事業や跨線橋整備事業等を推進する。《国》《兵庫県》〔都市局〕
- ・ 土地区画整理事業を推進する。〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ・ 道路修繕計画に沿って、計画的に主要道路の舗装修繕を進める。〔建設局〕
- ・ 道路施設の老朽化対策を推進する。〔建設局〕
- ・ 幹線道路ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞の解消を図る。〔建設局〕
- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕

c 港湾・漁港機能の強化

- ・ 海上からのアクセスポイントとしての家島港の機能強化を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

d 山地防災・土砂災害対策

- ・ 土砂災害ハザードマップを更新する。〔市長公室〕
- ・ 治山施設の整備を推進する。〔産業局〕

- ・ 土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅の除却及び安全な区域への移転を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。〔都市局〕
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域内における対策工事を推進する。《兵庫県》〔都市局〕
- ・ 砂防施設の整備を推進する。《兵庫県》〔下水道局〕

e 情報通信手段の確保

- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕
- ・ 防災行政無線の再整備により、孤立するおそれのある集落と各校区1箇所アンサーバック付屋外拡声子局を設置し、親局と双方通信を可能とすることで、通信途絶を回避する。〔市長公室〕

f ヘリ離発着場の選定

- ・ 大規模災害に空のルートを活用した救急・救助・火災防ぎょ・情報収集活動や、救援物資・人員の搬送、広域航空消防応援等を目的として、ヘリコプター臨時離発着場を十分確保するため、既存臨時離発着場の見直し及び新規臨時離発着場の調査、拡充を図る。〔消防局〕

②-③ 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 自主防災組織等の組織化：99.9%（R元年度）→100%（R2年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災組織等の防災訓練実施回数：554回（H30年度）→600回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災会活動用資機材の交付：全72地区の維持〔市長公室〕
- ▶ コミュニティ防災資機材の更新：18～24箇所/年〔市長公室〕
- ▶ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加機関：58団体（R元年度）→80団体（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加人数：約1,000人（R元年度）→1,500人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 災害対策本部運営図上訓練の参加機関数：未実施（R元年度）→15機関（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 消防団員の充足率：95.7%（R元年度）→100%（R6年度）〔消防局〕
- ▶ 耐震性防火水槽の整備数：2基/年（R元年度～R6年度）〔消防局〕
- ▶ 消防車両等配備台数：119台（R元年）→119台（R6年）（更新計画に基づき計画的に更新整備）〔消防局〕
- ▶ 高機能消防指令システム更新：0%（R元年度）→100%（R6年度）〔消防局〕
- ▶ 傷病者受入照会回数4回以上の割合：7.6%（H30年）→4%未満（R6年）〔消防局〕
- ▶ 救急車の現場滞在平均時間：18分04秒（H30年）→3分以上の時間短縮（R6年）〔消防局〕

a 消防の災害対応力強化

- ・ 消防団体制の充実を推進する。〔消防局〕
- ・ 耐震性防火水槽の整備を推進する。〔消防局〕
- ・ 密集市街地の警防計画の策定を推進する。〔消防局〕
- ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕
- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 3機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕
- ・ 高機能消防指令システムの整備を推進する。〔消防局〕

b 地域の防災組織の災害対応力強化

- ・ 地域防災リーダー育成事業や地区防災訓練モデル事業、地域防災力向上研修を実施する。〔市長公室〕
- ・ 自主防災会活動用の資機材を交付する。〔市長公室〕

- ・ コミュニティ防災倉庫に保管している災害対策に係る資機材等の更新を行う。〔市長公室〕
- ・ 総合防災訓練の重要性を啓発し、参加機関や参加人数の増加を図る。〔市長公室〕

c 防災関係機関との連携強化・訓練

- ・ 被害想定に基づく実践的な総合防災訓練・災害対策本部運営図上訓練を実施する。〔市長公室〕
- ・ 消防団体制の充実を推進する。〔消防局〕
- ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕
- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 3機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕

d 救急・医療体制の充実

- ・ 姫路市休日・夜間急病センターの建物の維持を図るとともに、関係機関との情報の共有化や連携の強化により、一次救急から三次救急までの体制を確保する。〔健康福祉局〕
- ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕
- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 3機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕
- ・ 救急搬送支援システムを導入し、病院と救急隊がリアルタイムで情報を共有することで、迅速な病院搬送を図る。〔消防局〕
- ・ 救急需要の多い市内中心部に救急隊を増隊し、1隊当たりの救急出場件数の抑制対策を図る。〔消防局〕

②-④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 自由通路整備面積：2,560 m²（R元年度）→3,200 m²（事業最終年度）〔都市拠点整備本部〕
- ▶ 中心市街地における、帰宅困難者受け入れ機能・緊急物資集積機能を持つ施設数：0棟（R元年度）→1棟（R6年度）〔都市拠点整備本部〕

a 帰宅困難者対策の推進

- ・ 姫路駅東側自由通路の未整備区間の通路整備をはじめとする姫路駅周辺環境整備を推進する。〔都市拠点整備本部〕
- ・ 現在整備中の文化コンベンションセンターにおいて、姫路駅周辺における帰宅困難者受け入れ機能や緊急物資集積機能等の防災機能の一部を担う。〔都市拠点整備本部〕

②-⑤ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 都市計画道路の整備延長：2.4 km（R元年度）→4.2 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1 km（R元年度）→2.7 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 消防車両等配備台数：119台（R元年）→119台（R6年）（更新計画に基づき計画的に更新整備）〔消防局〕
- ▶ 傷病者受入照会回数4回以上の割合：7.6%（H30年）→4%未満（R6年）〔消防局〕
- ▶ 救急車の現場滞在平均時間：18分04秒（H30年）→3分以上の時間短縮（R6年）〔消防局〕

a 救急・医療体制の充実

- ・ 姫路市休日・夜間急病センターの建物の維持を図るとともに、関係機関との情報の共有化や連携の強化により、一次救急から三次救急までの体制を確保する。〔健康福祉局〕
- ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕
- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 3機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕
- ・ 救急搬送支援システムを導入し、病院と救急隊がリアルタイムで情報を共有することで、迅速な病院搬送を図る。〔消防局〕
- ・ 救急需要の多い市内中心部に救急隊を増隊し、1隊当たりの救急出場件数の抑制対策を図る。〔消防局〕

b 医療情報連携の構築

- ・ ICT等を活用し、医療情報の共有化をはじめ、効率的で効果的な医療・福祉サービスの提供を可能とする仕組みを構築することを目指す。〔健康福祉局〕

c 医療施設、高齢者施設、障害者施設等における非常用電源等の確保

- ・ 医療施設、高齢者施設及び障害者施設等の非常用自家発電設備の整備を促進する。〔健康福祉局〕

d 緊急輸送道路ネットワーク等の確保

- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。〔兵庫県〕〔産業局〕
- ・ 国、兵庫県及び関係市町と連携し、播磨臨海地域道路の整備を促進する。〔都市局〕
- ・ 幹線道路ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞の解消を図る。〔建設局〕

- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕

e 医療人材の育成・支援

- ・ 医学生向け就職説明会に参加し、市内医療機関の魅力を発信するほか、臨床研修医奨励金事業等を推進し、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図る。〔健康福祉局〕
- ・ 医療人材の育成・確保に向けて医療に関する高等教育・研究機関の整備を促進する。〔市長公室、健康福祉局〕

f ヘリ離発着場の選定

- ・ 大規模災害に空のルートを活用した救急・救助・火災防ぎょ・情報収集活動や、救援物資・人員の搬送、広域航空消防応援等を目的として、ヘリコプター臨時離発着場を十分確保するため、既存臨時離発着場の見直し及び新規臨時離発着場の調査、拡充を図る。〔消防局〕

②-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 麻疹・風疹ワクチン接種率：第1期(1歳)96.3%、第2期(就学前)94.5% (H30年度)
→第1期及び第2期ともに95%以上 (R6年度)〔健康福祉局〕
- ▶ 福祉施設対象の感染症対策関連研修会：5回 (H30年度) →5回 (R6年度)〔健康福祉局〕
- ▶ し尿収集車の更新：2t車2台、4t車2台の更新 (R2年度～R6年度)〔環境局〕
- ▶ 下水道人口普及率：92% (R2年度) →93% (R6年度)〔下水道局〕
- ▶ 管改築延長：9.9km (R2年度) →15.9km (R6年度)〔下水道局〕
- ▶ ポンプ場・処理場改築対応数：4施設 (R2年度) →11施設 (R6年度)〔下水道局〕
- ▶ 学校施設の耐震化率：100%を維持〔教育委員会事務局〕

a 疫病・感染症対策に係る体制の構築

- ・ 予防接種を促進するとともに、新型インフルエンザ等対策を推進する。〔健康福祉局〕

b 避難所の衛生環境の確保

- ・ し尿収集車を確保する。〔環境局〕
- ・ 学校施設・社会教育施設の計画的な改修、長寿命化及び改築等を推進する。〔教育委員会事務局〕
- ・ 学校施設のトイレ洋式化・ドライ化改修及びエアコン整備等の取組を進める。〔教育委員会事務局〕

c 下水道施設の機能確保

- ・ 市内の下水道未普及箇所の整備を推進する。〔下水道局〕
- ・ スtockマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の改築更新を推進する。〔下水道局〕
- ・ 下水道施設等の耐震診断や耐震改修を推進する。〔下水道局〕

d し尿等処理施設の機能確保

- ・ 中部衛生センターの定期整備及び補修を推進する。〔環境局〕

②-⑦ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数：126 団体（R 元年度）→130 団体（R6 年度）〔市長公室〕
- ▶ 地域防災貢献事業所の登録数〔市長公室〕
 - ・ 食料：122 者（R 元年度）→150 者（R6 年度）
 - ・ 飲料水：134 者（R 元年度）→150 者（R6 年度）
- ▶ 食料の現物備蓄量：1 日後の食料需要量（170,456 食）を上回る備蓄量の確保〔市長公室〕
- ▶ 出前講座の開催回数：45 件（H30 年度）→50 件/年（R6 年度）〔市長公室〕
- ▶ し尿収集車の更新：2t 車 2 台、4t 車 2 台の更新（R2 年度～R6 年度）〔環境局〕
- ▶ 学校施設の耐震化率：100%を維持〔教育委員会事務局〕

a 避難者の健康の確保

- ・ 災害時の保健活動等に関する研修及び訓練の実施を行う。〔健康福祉局〕
- ・ 平常時における地域の災害情報等の把握、住民への啓発を行う。〔健康福祉局〕

b 避難所等としての機能を担う市有施設の耐震化等

- ・ 災害時において、様々な防災活動や救助・救急活動の拠点等として活用できる公共施設の整備を推進する。〔市長公室〕
- ・ 老朽化対策や耐震化のほか、空調の整備やバリアフリー化などにより、避難所の利用環境の向上を図る。〔避難所施設の所管局〕

c 避難所の衛生環境の確保

- ・ し尿収集車を確保する。〔環境局〕
- ・ 学校施設・社会教育施設の計画的な改修、長寿命化及び改築等を推進する。〔教育委員会事務局〕
- ・ 学校施設のトイレ洋式化・ドライ化改修及びエアコン整備等の取組を進める。〔教育委員会事務局〕

d 食料、飲料水の供給体制の確保

- ・ 災害時応援協定等の締結数の増加を図る。〔市長公室〕
- ・ 地域防災貢献事業所の登録数の増加を図る。〔市長公室〕
- ・ 応急給水等に係る資機材の充実を図る。〔水道局〕
- ・ 給水車の更新や緊急用飲料用水製造装置などの設備の整備・拡充を図り、給水体制を強化する。〔水道局〕

e 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保

- ・ 災害対策用備蓄物資の整備・更新を進めるとともに、発災時に備蓄用物資を活用できるよう、平時から準備を整える。〔市長公室〕
- ・ 家庭等における食料等の備蓄を啓発する。〔市長公室〕
- ・ 災害時応援協定等の締結数の増加を図る。〔市長公室〕

f 福祉避難所の指定

- ・ 災害時において避難所での避難生活が長期化するおそれのあるときに、特別な支援を必要とする高齢者や障害者等を対象に開設する二次的避難所として、福祉避難所を指定する。〔健康福祉局〕

③ 必要不可欠な行政機能は確保する

③-① 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 災害対策本部運営図上訓練の実施回数：0回/年（R元年度）→1回/年（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 自治体間の相互応援協定の締結団体数：162団体（R元年度）→170団体（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 職員用食料等の備蓄の推進：13%（R元年度）→100%（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 広域防災訓練の実施：隔年開催の維持〔市長公室〕
- ▶ 防災担当事務主管者会議の実施：年4回開催の維持〔市長公室〕
- ▶ 消防団員の充足率：95.7%（R元年度）→100%（R6年度）〔消防局〕
- ▶ 消防庁舎の耐震化・長寿命化対策済みの施設数（全21署所）：19施設（R元年度）→20施設（R2年度）→21施設（R5年度）〔消防局〕
- ▶ 耐震性防火水槽の整備数：2基/年（R元年度～R6年度）〔消防局〕
- ▶ 消防車両等配備台数：119台（R元年）→119台（R6年）（更新計画に基づき計画的に更新整備）〔消防局〕
- ▶ 高機能消防指令システム更新：0%（R元年度）→100%（R6年度）〔消防局〕

a 庁舎の耐震化

- ・ 消防防災施設等（常備施設）の強化を推進する。〔消防局〕
- ・ 消防防災施設等（非常備施設）の強化を推進する。〔消防局〕

b 災害時即時対応体制の強化

- ・ 被害想定に基づく実践的な総合防災訓練・災害対策本部運営図上訓練を実施する。〔市長公室〕
- ・ 業務継続計画・受援計画の進捗管理を行う。〔市長公室〕
- ・ 自治体間の相互応援協定を締結する。〔市長公室〕
- ・ 職員用食料等の備蓄を推進する。〔市長公室〕
- ・ 災害発生時における重要業務に係る情報システム等の被害を最小限にとどめるとともに、速やかに復旧することを目的として、ICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）に基づく訓練等に取り組む。〔総務局〕
- ・ 消防団体制の充実を推進する。〔消防局〕
- ・ 耐震性防火水槽の整備を推進する。〔消防局〕
- ・ 密集市街地の警防計画の策定を推進する。〔消防局〕
- ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕

- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
 - ・ 3 機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕
 - ・ 高機能消防指令システムの整備を推進する。〔消防局〕
- c 市域を越えた連携強化**
- ・ 災害時相互応援協定に基づき、広域的な応援・援助を推進する。〔市長公室〕
 - ・ 広域防災訓練等を実施する。〔市長公室〕
 - ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
 - ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕
 - ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
 - ・ 3 機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕
- d 庁舎機能の維持**
- ・ 災害発生後の庁舎の自家発電に備え、適切な燃料備蓄を図る。〔財政局、消防局〕

④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

④-① 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 防災行政無線屋外拡声子局数：207局（R元年度）→429局（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報発信手段の数：9手段（R元年度）→13手段（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ひめじ防災ネットの登録者数：30,013人（R元年度）→40,000人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報伝達訓練の実施回数/年：5回（R元年度）→5回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1km（R元年度）→2.7km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 高機能消防指令システム更新：0%（R元年度）→100%（R6年度）〔消防局〕

a 情報通信手段の確保

- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕
- ・ 高機能消防指令システムの整備を推進する。〔消防局〕

b 電力供給の維持に係るインフラ整備

- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕

④-② テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**重要業績指標〔KPI〕**

- ▶ 防災行政無線屋外拡声子局数：207局（R元年度）→429局（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報発信手段の数：9手段（R元年度）→13手段（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ひめじ防災ネットの登録者数：30,013人（R元年度）→40,000人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報伝達訓練の実施回数/年：5回（R元年度）→5回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1km（R元年度）→2.7km（R6年度）〔建設局〕

a 情報通信手段の確保

- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕

b 電力供給の維持に係るインフラ整備

- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕

④-③ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 防災行政無線屋外拡声子局数：207局（R元年度）→429局（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報発信手段の数：9手段（R元年度）→13手段（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ ひめじ防災ネットの登録者数：30,013人（R元年度）→40,000人（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 情報伝達訓練の実施回数/年：5回（R元年度）→5回（R6年度）〔市長公室〕

a 警察、関係機関等との情報の迅速な伝達と共有

- ・ 警察及び陸上自衛隊姫路駐屯地等の関係機関と協力し、情報の連絡と共有の迅速化を図る。〔市長公室〕
- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕

b 雨量、避難情報等の迅速な伝達と共有

- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕

c 災害時要援護者の避難支援体制の構築

- ・ 避難行動要支援者名簿を活用した災害時要援護者支援事業の実施を推進する。〔健康福祉局〕

⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない

⑤-① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

a 市内事業所BCP策定の推進

- ・ 市内事業所のBCP策定啓発・支援を推進する。〔産業局〕

⑤-② エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 主要姫路市道のうち、早急な修繕が必要な路線についての舗装修繕延長：0.3 km（R2年度）→3.8 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 道路施設長寿命化修繕数：49箇所（R2年度）→203施設（R6年度）〔建設局〕

a 道路交通機能の強化

- ・ 道路修繕計画に沿って、計画的に主要道路の舗装修繕を進める。〔建設局〕
- ・ 道路施設の老朽化対策を推進する。〔建設局〕

b 港湾等機能の強化

- ・ 非常時における海上輸送ネットワークの確保を行う。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 港湾BCPの策定を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

c 電力会社・ガス会社等との連携・情報共有

- ・ 平時から電力会社及びガス会社等との連携に努め、情報共有を図る。〔市長公室〕

⑤-③ コンビナート・火力発電所・工場等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 消防車両等配備台数：119台（R元年）→119台（R6年）（更新計画に基づき計画的に更新整備）〔消防局〕
- ▶ 石油コンビナート等災害防止法の適用を受ける全事業所への立入検査の実施：100%の維持〔消防局〕
- ▶ 石油コンビナート等災害防止法の適用を受ける全事業所での消防訓練の実施：100%の維持〔消防局〕

a 消防防災体制の充実強化

- ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕
- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 3機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕
- ・ 石油コンビナート等の防災対策の強化及び火災予防体制の充実を促進する。〔消防局〕

b 港湾等機能の強化

- ・ 非常時における海上輸送ネットワークの確保を行う。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 港湾BCPの策定を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

c 電力会社・ガス会社等との連携・情報共有

- ・ 平時から電力会社及びガス会社等との連携に努め、情報共有を図る。〔市長公室〕

⑤－④ 海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響

a 港湾等機能の強化

- ・ 非常時における海上輸送ネットワークの確保を行う。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 港湾BCPの策定を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

⑤－⑤ 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 主要姫路市道のうち、早急な修繕が必要な路線についての舗装修繕延長：0.3 km（R2年度）→3.8 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 道路施設長寿命化修繕数：49箇所（R2年度）→203施設（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 都市計画道路の整備延長：2.4 km（R元年度）→4.2 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1 km（R元年度）→2.7 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 姫路市鉄道駅周辺整備プログラムに基づく整備済み鉄道駅：12/32（R元年度）→17/32（R6年度）〔都市拠点整備本部〕

a 道路交通機能の強化

- ・ 道路修繕計画に沿って、計画的に主要道路の舗装修繕を進める。〔建設局〕
- ・ 道路施設の老朽化対策を推進する。〔建設局〕
- ・ 幹線道路ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞の解消を図る。〔建設局〕
- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕

b 港湾等機能の強化

- ・ 非常時における海上輸送ネットワークの確保を行う。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 港湾BCPの策定を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

c 交通結節機能の強化

- ・ 鉄道不通時の代替交通手段を確保するため、姫路市鉄道駅周辺整備プログラムに基づき駅周辺整備を推進する。〔都市拠点整備本部〕

⑤-⑥ 食料等の安定供給の停滞

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数：126 団体（R 元年度）→130 団体（R6 年度）〔市長公室〕
- ▶ 地域防災貢献事業所の登録数〔市長公室〕
 - ・ 食料：122 者（R 元年度）→150 者（R6 年度）
 - ・ 飲料水：134 者（R 元年度）→150 者（R6 年度）
- ▶ 漁港施設の耐震・耐津波化工事実施数：0 施設（R 元年度）→7 施設（R6 年度）〔産業局〕
- ▶ 漁港施設の機能保全工事実施数：1 施設（R 元年度）→7 施設（R3 年度）〔産業局〕
- ▶ 市場施設の耐震化率：27.3%（現市場：H30 年度末）→100.0%（新市場：R4 年度末）〔産業局〕
- ▶ 主要姫路市道のうち、早急な修繕が必要な路線についての舗装修繕延長：0.3 km（R2 年度）→3.8 km（R6 年度）〔建設局〕
- ▶ 道路施設長寿命化修繕数：49 箇所（R2 年度）→203 施設（R6 年度）〔建設局〕
- ▶ 都市計画道路の整備延長：2.4 km（R 元年度）→4.2 km（R6 年度）〔建設局〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1 km（R 元年度）→2.7 km（R6 年度）〔建設局〕

a 食品産業事業者等の災害対応力強化

- ・ 市場施設の更新を推進する。〔産業局〕

b 道路、港湾等の機能強化

- ・ 漁港施設の耐震・耐津波化を推進する。〔産業局〕
- ・ 漁港施設の機能保全を推進する。〔産業局〕
- ・ 非常時における海上輸送ネットワークの確保を行う。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 港湾BCPの策定を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 道路修繕計画に沿って、計画的に主要道路の舗装修繕を進める。〔建設局〕
- ・ 道路施設の老朽化対策を推進する。〔建設局〕
- ・ 幹線道路ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞の解消を図る。〔建設局〕
- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕

c 食料、飲料水の供給体制の確保

- ・ 災害時応援協定等の締結数の増加を図る。〔市長公室〕
- ・ 地域防災貢献事業所の登録数の増加を図る。〔市長公室〕

⑤-⑦ 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**重要業績指標〔KPI〕**

- ▶ し尿収集車の更新：2t車2台、4t車2台の更新（R2年度～R6年度）〔環境局〕

a 水資源の有効利用等の推進

- ・ 水源の確保・増量及び有効利用を推進する。〔水道局〕

b 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化、戦略的維持管理と機能強化

- ・ 地域コミュニティ等による農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自律的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。〔産業局〕

c 衛生環境の確保

- ・ し尿収集車を確保する。〔環境局〕
- ・ 給水車の更新や緊急用飲料用水製造装置などの設備の整備・拡充を図り、給水体制を強化する。〔水道局〕

- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- ⑥-① 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加機関：58 団体（R 元年度）→80 団体（R6 年度）〔市長公室〕
- ▶ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加人数：約 1,000 人（R 元年度）→1,500 人（R6 年度）〔市長公室〕
- ▶ 災害対策本部運営図上訓練の参加機関数：未実施（R 元年度）→15 機関（R6 年度）〔市長公室〕

a 訓練の実施

- ・ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の規模を拡大する。〔市長公室〕
- ・ 総合防災訓練の重要性を啓発し、参加機関や参加人数の増加を図る。〔市長公室〕
- ・ 被害想定に基づく実践的な総合防災訓練・災害対策本部運営図上訓練を実施する。〔市長公室〕

b 自立・分散型エネルギー等の導入促進

- ・ 平時の温室効果ガスの排出抑制と被災時の二次的被害の回避・緩和を同時に実現し、エネルギーセキュリティの向上を図るため、燃料電池自動車（FCバス・FCV）等外部給電機能を備えた車両や、家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどの普及に取り組み、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。〔環境局〕

⑥-② 上水道等の長期間にわたる供給停止

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 災害時市民開放井戸登録数：924 箇所（R 元年度）→1,000 箇所（R6 年度）〔市長公室〕
- ▶ 広域防災拠点における救援物資等の配送拠点の整備率：0%（R 元年度）→100%（R8 年度）〔都市拠点整備本部〕
- ▶ 浄水施設耐震化率：11.6%（R 元年度）→11.6%（R6 年度）（水道ビジョン：R11 年度 54.8%）〔水道局〕
- ▶ 配水池耐震化率：37.5%（R 元年度）→53.5%（R6 年度）（水道ビジョン：R11 年度 58.1%）〔水道局〕
- ▶ 基幹管路累計更新延長：2.30 km（R 元年度）→22.45km（R6 年度）〔水道局〕
- ▶ 緊急遮断弁による貯留量：31,000m³（R 元年度）→45,000m³（R6 年度）（水道ビジョン：R11 年度 46,000m³）〔水道局〕

a 水道用水供給施設、工業用水道施設の耐震化

- ・ 浄水・配水施設の更新及び耐震化を推進する。〔水道局〕
- ・ 老朽管路等の更新及び耐震化を推進する。〔水道局〕
- ・ 応急給水施設等の整備を推進する。〔水道局〕

b 広域的な応援体制の整備

- ・ 応援協定構成団体や日本水道協会が実施する情報伝達訓練や応急給水活動訓練などに積極的に参加することで、連携や応援体制の強化に努める。〔水道局〕

c 水道施設の風水害対応力強化

- ・ 各施設の配水区域、水量から優先順位を定め、順次自家用発電機や移動式発電機接続設備の設置などを検討していく。〔水道局〕
- ・ ハザードマップ等により各施設の想定被害を検証し、嵩上げや防水扉設置工事を検討していく。〔水道局〕

d 応急給水等に係る資機材の充実

- ・ 応急給水等に係る資機材の充実を図る。〔水道局〕
- ・ 給水車の更新や緊急用飲料用水製造装置などの設備の整備・拡充を図り、給水体制を強化する。〔水道局〕

e 災害時の生活用水の確保

- ・ 災害時市民開放井戸の登録を促進する。〔市長公室〕
- ・ 広域防災拠点（手柄山中央公園）における耐震化施設の整備を進める。〔都市拠点整備本部〕

⑥-③ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 合併処理浄化槽の整備基数：839基（H28年度）→943基（R5年度）（姫路地域循環型社会形成推進地域計画）〔環境局〕
- ▶ 中長期に渡る整備計画の策定、遅滞のない処理運転の継続〔環境局〕
- ▶ 下水道人口普及率：92%（R2年度）→93%（R6年度）〔下水道局〕
- ▶ 統合整備率：25%（8箇所/32箇所）（R元年度）→53.1%（17箇所/32箇所）（R6年度）〔下水道局〕
- ▶ 管改築延長：9.9km（R2年度）→15.9km（R6年度）〔下水道局〕
- ▶ ポンプ場・処理場改築対応数：4施設（R2年度）→11施設（R6年度）〔下水道局〕

a 下水道施設の耐震化

- ・ 下水道施設等の耐震診断や耐震改修を推進する。〔下水道局〕

b 下水道施設等の老朽化対策

- ・ 合併浄化槽の設置を促進する。〔環境局〕
- ・ スtockマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の改築更新を推進する。〔下水道局〕
- ・ 農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設を公共下水道に統合するため、接続管渠を整備する。〔下水道局〕
- ・ 機能保全計画に基づき、老朽化した漁業集落排水処理施設の改築更新を推進する。〔下水道局〕

c し尿等処理施設の保全及び早期復旧

- ・ 中部衛生センターの保全措置及び機能停止時における早期復旧の取組を推進する。〔環境局〕

d 下水道未普及個所の解消

- ・ 市内の下水道未普及箇所の整備を推進する。〔下水道局〕

⑥－④ 新幹線等基幹的交通から地域・海上交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 使用収益開始率：57%（R2年度）→79%（R6年度）〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ▶ 主要姫路市道のうち、早急な修繕が必要な路線についての舗装修繕延長：0.3 km（R2年度）→3.8 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 道路施設長寿命化修繕数：49箇所（R2年度）→203施設（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 都市計画道路の整備延長：2.4 km（R元年度）→4.2 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 無電柱化の整備延長：1.1 km（R元年度）→2.7 km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 自転車ネットワーク整備率：0.7 km（3%）（R元年度）→14.5 km（62%）（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 姫路市鉄道駅周辺整備プログラムに基づく整備済み鉄道駅：12/32（R元年度）→17/32（R6年度）〔都市拠点整備本部〕

a 道路交通機能の強化

- ・ 土地区画整理事業を推進する。〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ・ 道路修繕計画に沿って、計画的に主要道路の舗装修繕を進める。〔建設局〕
- ・ 道路施設の老朽化対策を推進する。〔建設局〕
- ・ 幹線道路ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞の解消を図る。〔建設局〕
- ・ 電線共同溝等による道路の無電柱化を推進する。〔建設局〕
- ・ 自転車利用環境整備を推進する。〔建設局〕

b 港湾等機能の強化

- ・ 非常時における海上輸送ネットワークの確保を行う。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 港湾BCPの策定を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 海上からのアクセスポイントとしての姫路港等の機能強化を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

c 交通結節機能の強化

- ・ 鉄道不通時の代替交通手段を確保するため、姫路市鉄道駅周辺整備プログラムに基づき駅周辺整備を推進する。〔都市拠点整備本部〕
- ・ 踏切改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」の解消を図る。〔都市拠点整備本部〕

⑥-⑤ 防災インフラの長期間にわたる機能不全

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 準用河川・普通河川の整備：14,400m（R元年度～R6年度）〔下水道局〕
- ▶ 老朽化した排水ポンプの改修（オーバーホール）台数：34台（R元年度～R6年度）〔下水道局〕

a 防災インフラの整備

- ・ 準用河川・普通河川の溢水等による浸水被害を解消するため、護岸の整備や排水ポンプ場等の整備を促進する。〔下水道局〕
- ・ 浸水氾濫防止を図るため、都市基盤河川改修事業による新川開削を実施し、浸水箇所における雨水の排水効率を向上させる。〔下水道局〕

⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

⑦-① 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 使用収益開始率：57%（R2年度）→79%（R6年度）〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ▶ 道路施設長寿命化修繕数：49箇所（R2年度）→203施設（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 主要姫路市道のうち、早急な修繕が必要な路線についての舗装修繕延長：0.3km（R2年度）→3.8km（R6年度）〔建設局〕
- ▶ 消防団員の充足率：95.7%（R元年度）→100%（R6年度）〔消防局〕
- ▶ 耐震性防火水槽の整備数：2基/年（R元年度～R6年度）〔消防局〕
- ▶ 消防車両等配備台数：119台（R元年）→119台（R6年）（更新計画に基づき計画的に更新整備）〔消防局〕
- ▶ 高機能消防指令システム更新：0%（R元年度）→100%（R6年度）〔消防局〕

a 消防の災害対応力強化

- ・ 消防団体制の充実を推進する。〔消防局〕
- ・ 緊急消防援助隊に係る車両の整備及び訓練への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕
- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 3機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕
- ・ 高機能消防指令システムの整備を推進する。〔消防局〕

b 密集市街地の改善

- ・ 土地区画整理事業を推進する。〔都市局、都市拠点整備本部〕
- ・ 耐震性防火水槽の整備を推進する。〔消防局〕
- ・ 密集市街地の警防計画の策定を推進する。〔消防局〕

c 道路交通機能の強化

- ・ 道路修繕計画に沿って、計画的に主要道路の舗装修繕を進める。〔建設局〕
- ・ 道路施設の老朽化対策を推進する。〔建設局〕

⑦-② 海上・臨海部の広域複合災害の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 石油コンビナート等災害防止法の適用を受ける全事業所への立入検査の実施：100%の維持〔消防局〕
- ▶ 石油コンビナート等災害防止法の適用を受ける全事業所での消防訓練の実施：100%の維持〔消防局〕

a 災害の発生・拡大防止

- ・ 石油コンビナート等の防災対策の強化及び火災予防体制の充実を促進する。〔消防局〕

b 危険な物質を扱う施設の耐震化

- ・ 石油コンビナート等の防災対策の強化及び火災予防体制の充実を促進する。〔消防局〕

c 防波堤や護岸等の整備・強化

- ・ 航路閉塞における航路啓開・動静監視等を行うための体制強化に取り組む。《兵庫県》
》〔産業局〕

⑦-③ 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 児童厚生施設の耐震化率：100%を維持〔こども未来局〕
- ▶ 民間の住宅・建築物等の耐震化率〔都市局〕
 - ・ 住宅：79.5%（H25年度）→95%（R7年度）
 - ・ 多数利用建築物：87.6%（H27年度）→97%（R7年度）
- ▶ 建替・耐震改修棟数：3棟（R2年度）→累計14棟（R6年度）〔都市局〕
- ▶ 広域防災拠点における救援物資等の配送拠点の整備率：0%（R元年度）→100%（R8年度）〔都市拠点整備本部〕
- ▶ 学校施設の耐震化率：100%を維持〔教育委員会事務局〕

a 住宅・建築物等の耐震化等

- ・ 障害者施設等への耐震化整備等を推進する。〔健康福祉局〕
- ・ 高齢者施設の耐震化改修や老朽化に伴う大規模修繕への支援を推進する。〔健康福祉局〕
- ・ 社会体育施設の計画的な改修及び長寿命化等を推進する。〔観光スポーツ局〕
- ・ 放課後児童クラブの老朽化対策を推進する。〔こども未来局〕
- ・ 児童厚生施設の老朽化対策を推進する。〔こども未来局〕
- ・ 私立教育・保育施設の耐震化・老朽化対策への支援を推進する。〔こども未来局〕
- ・ 民間の住宅及び建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。〔都市局〕
- ・ 安心・安全に暮らせる持続可能な住生活の実現を図るため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅整備関連事業、エレベーター機能アップ事業（公営）、エレベーター機能アップ事業（改良）、住宅政策に関する調査・住宅相談・住情報提供等の地域住宅計画に基づく事業を推進する。〔都市局〕
- ・ 広域防災拠点（手柄山中央公園）における耐震化施設の整備を進める。〔都市拠点整備本部〕
- ・ 学校施設・社会教育施設の計画的な改修、長寿命化及び改築等を推進する。〔教育委員会事務局〕

⑦-④ ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 土砂災害ハザードマップの更新率：14%（R元年度）→100%（R3年度）〔市長公室〕
- ▶ 要改修ため池事業着手箇所数：13箇所（H30年度）→19箇所（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 林道橋梁補修計画：個別施設計画0橋（R元年度）→3橋（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 林道橋梁補修詳細設計：0橋（R元年度）→補修工事：3橋（R6年度まで）〔産業局〕
- ▶ 林道整備事業：3林道（R元年度）→3林道（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 県単独治山事業：1箇所（R元年度）→2箇所（R6年度）〔産業局〕
- ▶ 林地崩壊防止事業：1箇所（R元年度）→2箇所（R6年度）〔産業局〕

a ため池等の整備

- ・ ため池、井堰等の整備を推進する。《兵庫県》〔産業局〕

b ため池等の計画的な定期点検と適切な日常管理の推進

- ・ ため池の計画的な定期点検と適切な日常管理を推進する。〔産業局〕
- ・ 市内管理林道の維持管理及びそれに伴う補修工事等を推進する。〔産業局〕
- ・ 林道の整備を推進する。〔産業局〕

c 山地防災・土砂災害対策

- ・ 土砂災害ハザードマップを更新する。〔市長公室〕
- ・ 治山施設の整備を推進する。〔産業局〕
- ・ 土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅の除却及び安全な区域への移転を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。〔都市局〕
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域内における対策工事を推進する。《兵庫県》〔都市局〕
- ・ 砂防施設の整備を推進する。《兵庫県》〔下水道局〕

⑦-⑤ 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

a 有害物質取扱事業者の災害対応力強化

- ・ 毒物劇物販売業者に対して、平時には毒物劇物等の適正な管理を指導するとともに、災害発生時には、関係機関と連携の上、速やかな情報収集を図る。〔健康福祉局〕
- ・ 災害時の石綿飛散を防止するため、建築物等の石綿使用状況を把握する。〔環境局、都市局〕

⑦-⑥ 農地・森林等の被害による市域の荒廃

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 多面的事業支払交付金認定農用地面積 2,085ha (77%) (R元年度)→2,213ha (82%) (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 有害鳥獣捕獲頭数〔産業局〕
シカ：1,000頭、イノシシ：500頭、アライグマ・ヌートリア：可能な限り（姫路市鳥獣被害防止計画（R元年度～R3年度））
- ▶ 防護柵の整備延長：20,836m (R元年度)→21,000m (R2年度)→21,000m (R3年度)（姫路市鳥獣被害防止計画（R元年度～R3年度））〔産業局〕
- ▶ 作業道延長：6,048m (R元年度)→7,500m (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 間伐面積：16.15ha (R元年度)→26.00ha (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 森林・山村多面的機能発揮対策事業：6地区 (R元年度)→6地区 (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 住民参加型森林整備事業：2地区 (R元年度)→2地区 (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 混交林整備事業：1地区 (R元年度)→2地区 (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 森林資源量計測：65km² (R元年度)→134km² (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 森林資源量解析：0km² (R元年度)→134km² (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 条件不利地間伐等箇所：0地区 (R元年度)→2地区 (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 保全林整備事業費：2施設 (R元年度)→2施設 (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 里山林整備事業費：対象林6箇所 (R元年度)→6箇所 (R6年度)〔産業局〕
- ▶ 更新遊具数（累計）：766基 (R元年度)→1,327基 (R5年度)〔建設局〕

a 農地・農業水利施設等の保安全管理

- ・ 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理や自律的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。〔産業局〕
- ・ 鳥獣被害の防止対策を推進する。〔産業局〕

b 災害に強い森づくりの推進

- ・ 森林環境譲与税等を活用し、森林整備を行う。〔産業局〕
- ・ 針葉樹林と広葉樹林の混交を図ることにより、災害に強い森づくりを推進する。〔産業局〕

c 適切な公園施設の整備・長寿命化対策

- ・ 自然公園及び里山林の維持管理を行う。〔産業局〕
- ・ 公園施設の老朽化対策を進める。〔建設局〕

⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

⑧-① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 仮置場候補地数：0箇所（R2年度）→1箇所（R3年度）〔環境局〕
- ▶ 設備の整備：0%（R元年度）→100%（R6年度）〔環境局〕
- ▶ 進入路の補強幅：0%（R元年度）→100%（R6年度）〔環境局〕
- ▶ 他ルート確保：0%（R元年度）→100%（R6年度）〔環境局〕

a 災害廃棄物対策の強化

- ・ 災害廃棄物の仮置場の整備を推進する。〔環境局〕
- ・ 災害対策車両の整備を推進する。〔環境局〕
- ・ 災害廃棄物処理に関する受援体制を整備する。〔環境局〕
- ・ 「姫路市災害廃棄物処理計画」の改訂及び行動計画の策定を行う。〔環境局〕
- ・ 災害廃棄物処理対策研修を実施する。〔環境局〕
- ・ 災害廃棄物運搬業務を推進する。〔環境局〕
- ・ 災害廃棄物の進入路の補強及び他の通行ルート確保を推進する。〔環境局〕
- ・ 災害廃棄物の仮置場の防災対策並びに車両洗浄設備及び汚水処理施設の整備を推進する。〔環境局〕

b ごみ処理施設の機能確保

- ・ 平時はもとより、災害発生時においても、ごみ処理施設を安定的に稼働できるよう、老朽化したごみ処理施設や、ごみ中継（積替）施設等の整備を推進する。〔環境局〕

c 適正処理が困難な廃棄物等の処理対策

- ・ 災害時に適正処理が困難な廃棄物等が発生した場合に備え、対策を行う。〔環境局〕

⑧-② 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 自主防災組織等の組織化：99.9%（R元年度）→100%（R2年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災組織等の防災訓練実施回数：554回（H30年度）→600回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災会活動用資機材の交付：全72地区の維持〔市長公室〕
- ▶ コミュニティ防災資機材の更新：18～24箇所/年〔市長公室〕

a 人材の育成、確保

- ・ 地域防災リーダー育成事業や地区防災訓練モデル事業、地域防災力向上研修を実施する。〔市長公室〕
- ・ 自主防災会活動用の資機材を交付する。〔市長公室〕
- ・ コミュニティ防災倉庫に保管している災害対策に係る資機材等の更新を行う。〔市長公室〕
- ・ 被災宅地危険度判定士の登録を促進する。《兵庫県》〔都市局〕

⑧－③ 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

a 浸水への対策

- ・ 防潮堤等の整備を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 防潮堤等の強化及び沈下対策を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 防潮水門の耐震補強を推進する。《兵庫県》〔産業局〕
- ・ 排水機場、防潮水門及び防潮堤等の整備を推進する。《兵庫県》〔産業局、下水道局〕

⑧-④ 世界遺産姫路城の被災

重要業績指標〔KPI〕

- ▶ 消防大訓練・所轄消防署による査察：1回以上/年〔消防局〕

a 耐災害性の向上

- ・ 文化庁の補助等を活用し、姫路城の防災設備の改修・充実を推進する。〔観光スポーツ局〕

b 訓練の実施

- ・ 自主防災訓練を実施する。〔観光スポーツ局〕
- ・ 姫路城の警防計画の策定、消防訓練の実施及び防火安全指導の徹底を推進する。〔消防局〕

⑧-⑤ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**重要業績指標〔KPI〕**

- ▶ 自主防災組織等の組織化：99.9%（R元年度）→100%（R2年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災組織等の防災訓練実施回数：554回（H30年度）→600回（R6年度）〔市長公室〕
- ▶ 自主防災会活動用資機材の交付：全72地区の維持〔市長公室〕
- ▶ コミュニティ防災資機材の更新：18～24箇所/年〔市長公室〕

a 地域の防災組織の活性化

- ・ 地域防災リーダー育成事業や地区防災訓練モデル事業、地域防災力向上研修を実施する。〔市長公室〕
- ・ 自主防災会活動用の資機材を交付する。〔市長公室〕
- ・ コミュニティ防災倉庫に保管している災害対策に係る資機材等の更新を行う。〔市長公室〕

b 災害ボランティア活動支援体制の整備

- ・ 災害ボランティア活動支援体制の整備を推進する。〔市民局〕

c 文化財等の防災体制の充実

- ・ 重要有形文化財（建造物等）の防災に係る設備、体制及び人材の充実を推進する。〔教育委員会事務局〕

⑧－⑥ 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標〔KPI〕

▶ ストック改善工事実施棟数：6件（R2年度）→累計31件（R6年度）〔都市局〕

a 応急仮設住宅の迅速な整備

- ・ 市営住宅の活用や民間住宅のあっせん、応急仮設住宅の建設について、兵庫県と協力・連携しながら住宅の確保に努める。〔都市局〕

b 適切な市営住宅の整備・長寿命化対策

- ・ 市営住宅の適切な整備と長寿命化のため、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅整備関連事業等の地域住宅計画に基づく事業を推進する。〔都市局〕

⑧ー⑦ 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

a 災害発生時における国内外への情報発信

- ・ ホームページや公式アプリ、SNSを用いて、災害の状況や復興の過程などに関して、情報発信の強化を図る。〔市長公室〕

b 失業者に対する早期再就職支援

- ・ ハローワークと連携し、失業者に対する早期再就職支援に取り組む。〔産業局〕

(2) 「横断的分野」別推進方針

① リスクコミュニケーション

ホームページや公式アプリ、ひめじ防災ネットなど、多様な媒体を活用するなどし、市民や市内の事業者のみでなく、本市を訪れている旅行者等に対しても、適切に情報を発信し、情報共有を図る。

【主な事業】

- ・ ホームページや公式アプリ、SNSを用いて、災害の状況や復興の過程などに関して、情報発信の強化を図る。〔市長公室〕
- ・ アナログ防災行政無線設備をデジタル化し、屋外拡声子局を全市域に設置する。〔市長公室〕
- ・ 登録制メール等の既存の情報発信手段と防災行政無線の連携や、新たな情報発信手段の導入など、情報発信手段の充実を図る。〔市長公室〕

② 人材育成・研究開発

防災や災害対応について専門的知見を有する人材を育成するとともに、先進技術の活用について研究する。

【主な事業】

- ・ 近年多発する豪雨に対応するため、人材育成及び適切な組織体制を構築する。〔各局〕
- ・ 医療人材の育成・確保に向けて、医療に関する高等教育・研究機関の整備を促進する。〔市長公室、健康福祉局〕
- ・ ICT等を活用し、医療情報の共有化をはじめ、効率的で効果的な医療・福祉サービスの提供を可能とする仕組みを構築することを目指す。〔健康福祉局〕
- ・ 被災宅地危険度判定士の登録を促進する。《兵庫県》〔都市局〕
- ・ 重要有形文化財（建造物等）の防災に係る人材の充実を推進する。〔教育委員会事務局〕

③ 官民連携・コミュニティとの連携

本市に関わる者がそれぞれの立場で、平時から防災に関する認識を深め、災害の発生時においては、それぞれの役割を果たすことができるよう、関係団体やコミュニティとの連携を強化する。

【主な事業】

- ・ 災害時において、各種団体と適切に役割を分担し、連携することができるよう、協定の締結や、協定に基づく協力体制の構築を図る。〔各局〕
- ・ 地域防災リーダー育成事業や地区防災訓練モデル事業、地域防災力向上研修を実施する。〔市長公室〕
- ・ コミュニティ防災倉庫に保管している災害対策に係る資機材等の更新を行う。〔市長公室〕
- ・ 避難行動要支援者名簿を活用した災害時要援護者支援事業の実施を推進する。〔健康福祉局〕
- ・ 消防団体制の充実を推進する。〔消防局〕
- ・ 総合防災訓練等への参加を推進する。〔消防局〕
- ・ 3 機関（消防、警察、海上保安庁）の合同訓練の実施を推進する。〔消防局〕

④ 老朽化対策

姫路市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進と保有量の最適化、財政負担の軽減・平準化に取り組む。

【主な事業】

各施設等の老朽化対策（再掲省略）

⑤ 広域連携

国、県及び周辺市町並びに警察及び陸上自衛隊姫路駐屯地等の関係機関と協力し、広域的な連携を推進する。

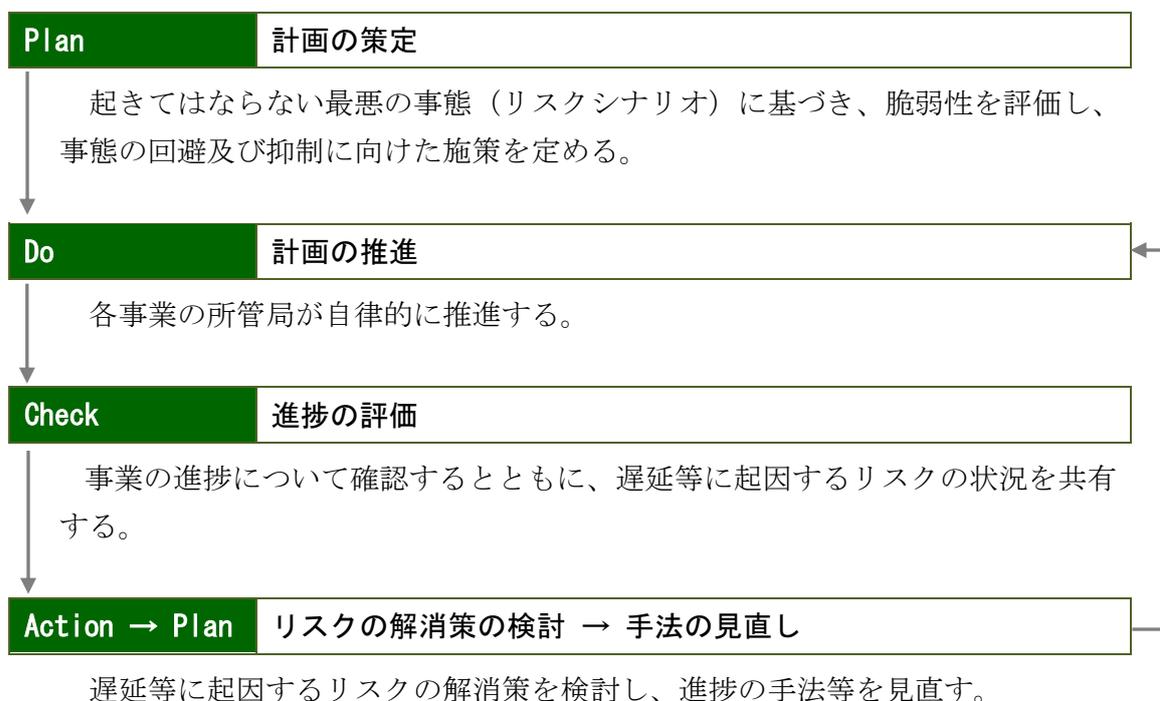
【主な事業】

- ・ 災害時相互応援協定に基づき、広域的な応援・援助を推進する。〔市長公室〕
- ・ 警察及び陸上自衛隊姫路駐屯地等の関係機関と協力し、情報の連絡と共有の迅速化を図る。〔市長公室〕
- ・ 災害ボランティア活動支援体制の整備を推進する。〔市民局〕
- ・ 国、兵庫県及び関係市町と連携し、播磨臨海地域道路の整備を推進する。〔都市局〕
- ・ 応援協定構成団体や日本水道協会が実施する情報伝達訓練や応急給水活動訓練などに積極的に参加することで、連携や応援体制の強化に努める。〔水道局〕
- ・ 県下や近隣の消防本部との協定を推進する。〔消防局〕

7 評価・検証

(1) PDCAサイクルによる進捗管理

計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）及び改善（Action）の各段階を継続的に繰り返す「PDCAサイクル」により、進捗管理を行う。



(2) 進捗管理の方法

- ▶ 庁内各部局で連携しながら、事業の進捗確認、遅延等に起因するリスクの共有、計画対象事業の重点化や追加などの適切な措置を講じる。
- ▶ 計画を超える災害想定など、新たなリスクを認知したときは、姫路市防災会議の意見を踏まえ、適切に対応策を定める。
また、計画期間の終了時においては、姫路市防災会議の評価を得て、計画を総括するとともに、後続の取組につなげる。